

# 病気療養児に対して院内での教育を行っている学校一覧

## 院内学級ネットワーク

青森県の病弱・身体虚弱特別支援学級は、小学校10校、中学校9校の計19校に開設されており、いずれも病院内に設置されていることから、本県では通称「院内学級」と呼んでいます。その他の県立特別支援学校においても教育相談・支援等を行っています。

**独立行政法人国立病院機構  
青森病院**  
県立浪岡養護学校  
〒038-1331  
青森市浪岡女鹿沢字平野215-6  
TEL 0172-62-7823

**青森市民病院**  
青森市立浦町小学校  
〒030-0822  
青森市中央2丁目17-13  
TEL 017-734-2704  
青森市立浦町中学校  
〒030-0821  
青森市勝田2丁目25-12  
TEL 017-774-2231

**青森県立中央病院**  
県立青森若葉養護学校  
〒030-0913  
青森市東造道一丁目7-1  
TEL 017-736-8951

**一部事務組合下北医療センター  
むつ総合病院**  
むつ市立第二田名部小学校  
〒035-0071 むつ市小川町1丁目18-10  
TEL 0175-22-1450  
むつ市立田名部中学校  
〒035-0053 むつ市緑町22-8  
TEL 0175-22-5177

**つがる西北五広域連合  
つがる総合病院**  
五所川原市立五所川原小学校  
〒037-0081  
五所川原市新宮字岡田161  
TEL 0173-35-2767

**三沢市立病院**  
三沢市立木崎野小学校  
〒033-0034 三沢市東町四丁目2  
TEL 0176-53-8688  
三沢市立堀口中学校  
〒033-0022 三沢市三沢字堀口94-143  
TEL 0176-52-4080

**弘前市立病院**  
弘前市立大成小学校  
〒036-8185 弘前市御幸町13-1  
TEL 0172-32-2591  
弘前市立第三中学校  
〒036-8154 弘前市豊原1丁目3-3  
TEL 0172-32-2361

**八戸市立市民病院**  
八戸市立吹上小学校  
〒031-0003 八戸市吹上1丁目14-36  
TEL 0178-44-0527  
八戸市立第一中学校  
〒031-0003 八戸市吹上2丁目17-1  
TEL 0178-44-2215

**弘前大学  
医学部附属病院**  
弘前市立朝陽小学校  
〒036-8216  
弘前市在府町36  
TEL 0172-32-3647  
弘前市立第四中学校  
〒036-8228  
弘前市樹木5丁目2-6  
TEL 0172-32-5244

**十和田市立中央病院**  
十和田市立三本木小学校  
〒034-0031  
十和田市東三番町36-1  
TEL 0176-23-7178  
十和田市立三本木中学校  
〒034-0081  
十和田市西三番町5-24  
TEL 0176-23-3595

**独立行政法人労働者健康安全機構  
青森労災病院**  
八戸市立白銀小学校  
〒031-0822 八戸市白銀町字大久保道1-1  
TEL 0178-33-1021  
八戸市立白銀中学校  
〒031-0822 八戸市白銀町字栗沢道38  
TEL 0178-33-3287

**日本赤十字社  
八戸赤十字病院**  
八戸市立田面木小学校  
〒039-1104 八戸市田面木字山道下13-2  
TEL 0178-27-2424  
八戸市立根城中学校  
〒039-1166 八戸市根城5丁目11-42  
TEL 0178-22-2065

病気や入院に関する学習保障等については、まず下記へ御相談ください。

- 県立青森若葉養護学校 TEL 017-736-8951 〒030-0913 青森市東造道一丁目7-1
- 県立浪岡養護学校 TEL 0172-62-7823 〒038-1331 青森市浪岡女鹿沢字平野215-6
- 県立八戸第一養護学校 TEL 0178-31-5008 〒031-0833 八戸市大字大久保行人塚10-1

その他問い合わせ先一覧 上記の学校の他、在籍校、各市町村教育委員会、各教育事務所等に御相談ください。

- 青森県教育庁学校教育課
  - 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882
  - 小中学校指導グループ TEL 017-734-9895
  - 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883
- 各教育事務所
  - 東青教育事務所 TEL 017-734-9956
  - 西北教育事務所 TEL 0173-35-2170
  - 中南教育事務所 TEL 0172-32-1137
  - 上北教育事務所 TEL 0176-62-2128
  - 下北教育事務所 TEL 0175-22-1351
  - 三八教育事務所 TEL 0178-27-4521

本リーフレットは文部科学省委託事業「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」の一環として作成したものです。

# 病気や入院中だからこそ 学習保障を!



病気や入院のために  
学校へ通うことができない  
子どもの学びを支えるために

近年、医療の進歩等により、入院期間は短期化する傾向にありますが、小児がんのように、長期間の治療を必要とする場合や、短期間の入退院を繰り返したり、退院後も自宅療養となったりする場合など、病気の子どもの「学びたくても学べない」状況があります。

そこで、県教育委員会は、入院している子どもへの学習保障のため、県立青森若葉養護学校、県立浪岡養護学校、県立八戸第一養護学校を中心に、関係機関との連携による病気や入院している子どもへの学習の支援体制の構築を進めてきました。

このリーフレットは、病気の子どものや入院している子どもに対して学校が行うべき支援や配慮についてまとめたもので、支援等の内容を確認できるようにしています。

青森県教育委員会



# 子どもの病気や入院が分かったら

小学校・中学校・高等学校の担任の先生へ



☑ チェックしてみてください

## 本人の病気や入院の情報の把握

- 保護者から病状、治療期間、病名等の情報を得る。
- 本人・保護者から学習や生活への思いや不安を聞くなどの相談支援を行う。
- 医療機関からの情報が必要な場合は、保護者の了解を得て、医療機関と連絡を取り、主治医等との面談やカンファレンスの参加が可能か確認する。
- 校内において、管理職、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等と情報を共有する。

## 本人・保護者の意向の確認

- 病状や治療を踏まえた学習についてのニーズを把握し、支援や配慮を検討する。
- 本人・保護者へ支援や配慮の内容を伝え、確認してもらう。
- 具体的な支援や配慮、学習保障等を知りたい場合は、県立青森若葉養護学校、県立浪岡養護学校、県立八戸第一養護学校へ相談する。
- 市町村教育委員会等に連絡をし、協力体制を整備する。
- 学校や関係機関によるケース会議等を実施し、役割分担を確認する。

## 通学しながら治療をするケース

- 保護者と定期的に連絡をとる。
- 保護者へ学校での様子を伝えたり、支援等の確認をしたりする。
- 校内の教職員間で病状や支援等について情報を共有する。
- 通院等による遅刻早退や欠席がある場合は、学習内容を伝えたり、課題を準備したりする。
- 係活動や学校行事の参加方法等を本人・保護者と確認する。



## 入院して治療をするケース

- 本人・保護者と定期的に連絡をとる。
- タブレット端末等のICT機器を活用するなどして、学校とのつながりを感じることができるようにする。
- 校内の教職員間で病状や支援等について情報を共有する。
- 病室を訪問して、学習指導をしたり、課題等を届けたりする。
- 入院に伴う転学、学習保障等について詳しく知りたい場合は、県立青森若葉養護学校、県立浪岡養護学校、県立八戸第一養護学校へ相談する。



## 参考

# 小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部における病気療養児への同時双方向型授業配信について

小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部に在籍しており、病院や自宅等で療養し、長期間学校を欠席している病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行う同時双方向型授業配信を行った場合、指導要録上出席扱いとすることができます。また、その成果を当該教科等の評価に反映することができます。

平成30年9月20日の「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」より要約

☑ チェックしてみてください

## 実施するにあたっては

- 配信側の教師は、病気療養児が在籍する学校の教師の身分であること
- 中学校、特別支援学校中学部においては、同時双方向型授業配信を行う教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 教師と病気療養児が互いにやりとりを行うこと(やりとりは音声や文字のみでも可能である)
- 病気療養児の教師に対する質問の機会を確保すること
- 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめプリント教材等を準備するなどの工夫をすること
- 病気療養児の体調の変化などに留意し、同時双方向型授業配信を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに中止できるようにすること

※配信する場所に教師だけがいて、授業を受けている児童生徒がいなくても同時双方向型授業配信として認められます。

※受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の体調管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整備することが重要です。受信側で対応を行う者は、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられます。



※同時双方向型授業配信をするためのICT機器等については、県立青森若葉養護学校、県立浪岡養護学校、県立八戸第一養護学校へ相談してください。また、情報セキュリティポリシーについては、所管の教育委員会に確認してください。

※高等学校及び特別支援学校高等部については、受信側において、免許状の教科は問いませんが、生徒が在籍する学校の教師が必要です(平成27年4月27日の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」より)。